

【 4、申請敷地に接する道路及び敷地周辺の状況】

付近見取図

付近見取図を記入するか、地図を貼り付けてください。

※建築計画概要書(第三面)と同じです。
※目標となる地物を記載するなど申請地が特定できる地図としてください。

配置図

配置図を記入するか、図面を貼り付けてください。

※建築計画概要書(第三面)と同じです。

注：配置図には縮尺・方位（白地図による真北は不可）・敷地とその周辺の状況（道路、水路等）を記入してください。
道路には道路種別・幅員を記入してください。

【 5、関係課意見欄】

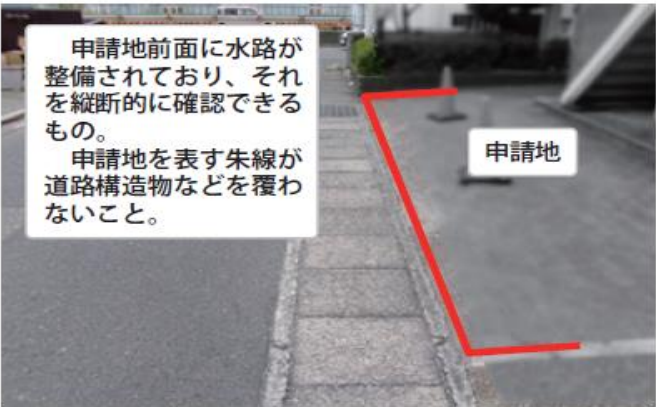
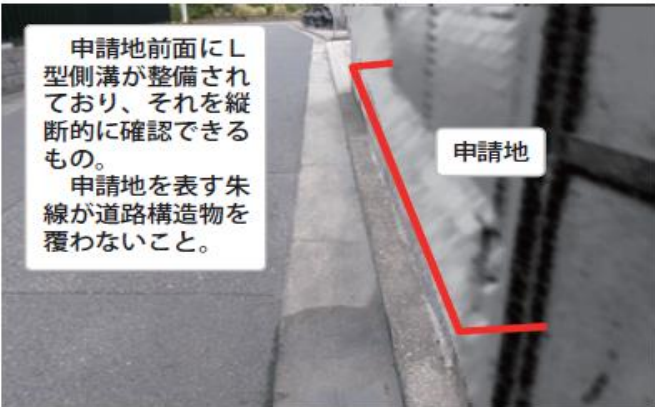
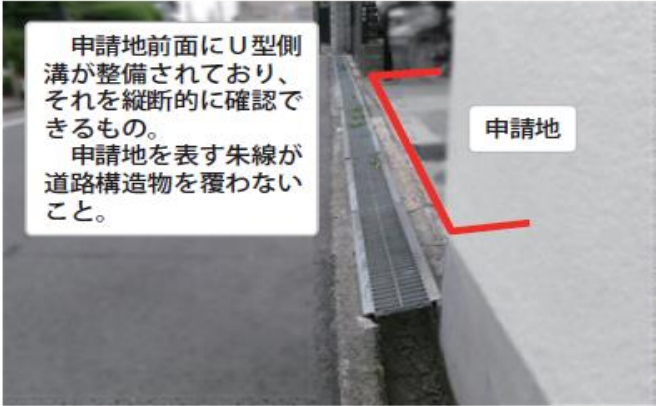
◆関係法令			
☐ 区域区分 ☐ 地域地区 ☐ 地区計画 等		用途地域・建ぺい率・容積率等は都市計画課へ	☐ 都市計画課
☐ 道路	A 道路	国道・府道・市道・開発許可道路・位置指定道路・法施行前道路・4 3 条(許可・認定) 国道・府道・市道は路政課 境界調査係へ ※道路境界写真を第4面6に添付	☐ 路政課 ☐ 建築安全課 ☐ 宅地安全課 ☐ 都市整備部
	B 道路	国道・府道・市道・開発許可道路・位置指定道路・法施行前道路・4 3 条(許可・認定) 開発許可道路・位置指定道路は宅地安全課へ 法施行前道路・非該当・43条許可の裏書は建築安全課へ	☐ 路政課 ☐ 建築安全課 ☐ 宅地安全課 ☐ 都市整備部
☐ 下水道関係 (建築安全課での裏書は告示区域内かつ前面道路が市道・府道・国道の場合等)		開発許可を受けている場合は宅地安全課で裏書ができる場合があります。 告示区域内かつ全面道路が市道・府道・国道の場合は建築安全課で裏書ができます。 上記以外は下水道管理課 開発係で裏書をもってください。	☐ 下水道管理課 ☐ 建築安全課 ☐ 宅地安全課 ☐ 都市整備部
☐ 都市計画法第53条		(☐ 道路 ☐ 公園 ☐ 区画整理)	☐ 建築安全課
☐ 一団地認定 ☐ 仮使用認定 ☐ その他許認可		都計法53条・一団地認定・仮使用認定は建築安全課 指導係へ	
☐ 開発許可 等 ☐ 市街化調整区域 ☐ 都計法第41条建築制限 ☐ 開発行為等の手続条例 ☐ 宅地造成及び特定盛土等規制法		開発許可・市街化調整区域・開発行為等の手続条例・宅地造成及び特定盛土等規制法の裏書は宅地安全課 へ	☐ 宅地安全課
☐ 駐車場整備地区 ☐ 臨港地区		景観協定・景観地区・屋外広告物の裏書は都市景観課へ	☐ 交通政策課 ☐ 大阪府都市整備部 港湾局
☐ 屋外広告物条例			☐ 都市景観課
◆その他		土地区画整理法76条は建築安全課 指導係へ 福祉のまちづくり条例協議は建築安全課 審査係へ	
☐ 景観協定 (☐ スマ・エコタウン晴美台 ☐ タマ) ☐ 景観法第16条届出 ☐ 景観地区(百舌鳥)			
☐ 建築協定 ☐ 防災計画 ☐ 土地区画整理法第76条 ☐ 福祉のまちづくり条例協議			
☐ 風致地区 ☐ 堺市ラブホテル建築等規制条例 ☐ 電波法 ☐ 密集事業			
☐ 大店立地法 ☐ 工場立地法 ☐ 老人福祉法 ☐ 児童福祉法 ☐ 医療法			
☐ 旅館業法 ☐ 公衆浴場法 ☐ 障害者総合支援法等 ☐ 地下鉄御堂筋沿線			
備考		その他関連する法令等があれば関係課で裏書をもってください。	

注：発行後の訂正は無効となります。

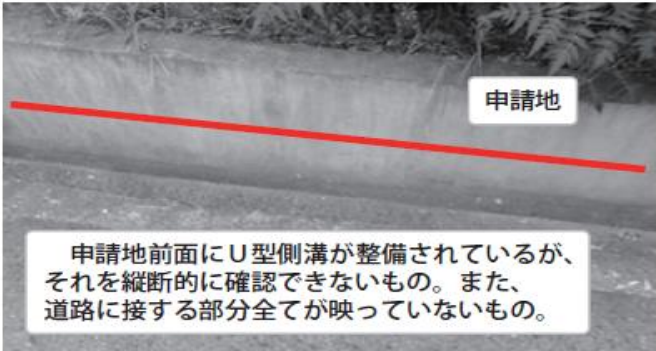
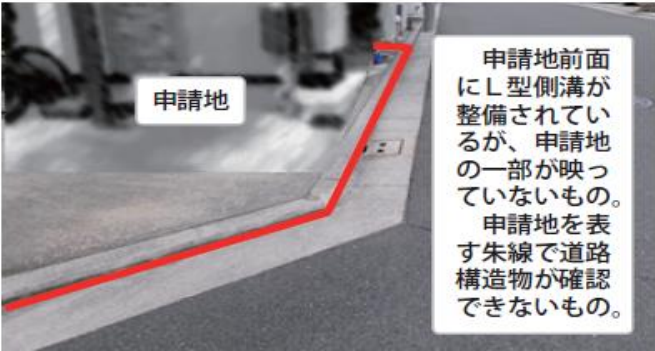
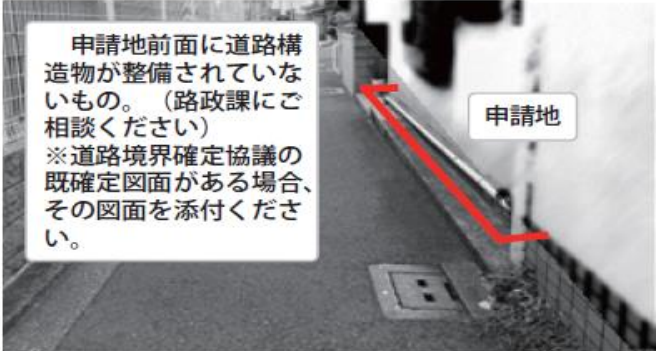
【6、写真等添付欄】（前面道路が市道の場合、道路境界の写真を添付してください。）

【調査報告書の申請での道路写真添付の注意点】

良い例 ※多方向に接道している場合は、どの方向の写真が明確に



悪い例 再度良い例の通りご提出をお願いいたします。



堺市調査報告書

調査報告書はA3両面印刷1枚で提出してください。

提出先指定確認検査機関様

- | | | |
|--|---|--|
| ☐ (財)大阪建築防災センター | ☐ (株)総合確認検査機構 | ☐ 日本建物評価機構(株) |
| ☐ (株)西日本住宅評価センター | ☐ (株)ジェイネット | ☐ ハウスプラス確認検査(株) |
| ☐ (財)日本建築総合試験所 | ☐ (株)技研 | ☐ (株)東京建築検査機構 |
| ☐ (財)日本建築センター | ☐ (株)確認検査機構トラスト | ☐ (株)J建築検査センター |
| ☐ (株)日本確認検査センター | ☐ 関西住宅品質保証(株) | ☐ (財)なら建築住宅センター |
| ☐ (株)国際確認検査センター | ☐ (株)確認検査機構プラン21 | ☐ (株)都市居住評価センター |
| ☐ ビューロー・パリアスジャパン(株) | ☐ (株)I-PEC | |
| ☐ 建築検査機構(株) | ☐ (株)オーネックス | |
| ☐ 日本ERI(株) | ☐ アール・イー・ジャパン(株) | |
| ☐ (株)近確機構 | ☐ (財)ベターリビング | |
| ☐ (株)阪確サポート | ☐ 日本建築検査協会(株) | |
| ☐ (株)住宅性能評価センター | ☐ (株)確認サービス | |

(受付印)

発行日

提出先の指定確認検査機関の□にチェック

【1、申請者記入欄】

当該項目を全て記入し、□にチェック(レ)または、□を塗りつぶして下さい。(■)計画変更の場合は、前回調査報告書の受付番号(RO-A000)を記入してく

【申請者及び申請概要】

【イ、申請書の種類】 ☐ 建築物 ☐ 工作物 ☐ 変更申請（計画変更）
（広告塔（広告板）・擁壁・その他）（前回受付番号）

【ロ、申請者氏名】 _____ TEL _____（ ）

【ハ、代理者氏名】 _____ TEL _____（ ）

【ニ、申請地 地名地番】 堺市 _____ 区 _____

【ホ、主要用途】 ☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅 ☐ その他 _____

【ヘ、工事種別】 ☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替

【ト、敷地面積】 _____ m² 【チ、申請部分の建築面積】 _____ m²

【リ、申請部分の延べ面積】 _____ m² 【ス、申請に係る建築物の最高の高さ】 _____ m

【ル、申請に係る建築物の階数】 地上 _____ 階 地下 _____ 階

【7、申請に係る建築物の構造】 ☐ 木造 ☐ 鉄骨造 ☐ RC造 ☐ その他 _____ 造

【リ、中間検査特定工程の指定】 ☐ 有 ☐ 無 【カ、便所の種類】 ☐ 水洗（☐ 公共 ☐ 浄化槽 ☐ 簡易）
☐ 汲み取り

【2、検査済証交付に関する意見欄】

●都市計画法建築承認の場合、都市計画法36条の検査済証の確認をお願いします。

●堺市手続条例建築承認の場合、堺市開発行為等の手続きに関する条例の工事検査済証の確認をお願いします。

☐ チェックがある場合、堺市狭あい道路後退指導基準適用があります。（No. Z A- _____）

【3、備考欄】

☐

☐

☐